

を実施しております。また、瓶や廃食用油などの収集頻度の増加や品目ごとの収集による資源の出しやすい環境づくりなどを実施しており、今後も集合住宅等からの要望などを捉えながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

2点目の超高齢社会の進展に伴うごみ出しや分別負担の解消に向けた取り組みについてでございますが、資源集積所への運搬の負担軽減等を目的に、資源の一部について戸別収集を実施し、負担の軽減を図っております。平成27年4月から雑紙と本・雑誌を統一した戸別収集を実施し、分別負担の軽減についても取り組みを進めているところでございます。また、ごみの出し方などの課題への対応につきましては、新たに大型ごみのふれあい収集や一声ふれあい収集についても、福祉部と連携を図りながら充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目の指定収集袋によるごみ処理有料化の廃止につきましては、平成19年10月から、ごみの発生抑制、減量、資源化の促進を目的に実施してまいりました。ごみ処理有料化につきましては、実施3年後に検証を行い、減免世帯の拡大、資源の出しやすい環境づくりや資源品目の拡大等を実施し、その後も継続して有料化の効果や市民負担の軽減等の見直しを実施しております。

有料化を開始した平成19年10月と昨年平成26年10月の世帯数や人口を比較した場合、世帯数で1万3,673世帯、人口で1万7,820人増加しておりますが、ごみ量は横ばい傾向であることから、ごみ処理有料化の導入目的である減量、資源化の促進に大きな効果が継続していると考えております。また、有料化の効果は、減量、資源化にとどまらず、環境負荷の軽減や市民、事業者等のごみへの関心が高まることによる3Rの取り組み強化などにも通じていることから、これらの効果を維持していく必要があると考えております。

指定収集袋の手数料の廃止につきましては、ごみ処理有料化による環境意識の向上とごみの減量、資源化の促進に大きな効果が得られており、手数料額による経済的な要素も、この効果の要因の一つと考えております。これらのことから、手数料額を減額することは、分別、減量、資源化への意識と行動が希薄となるなどのリバウンド現象もあることが想定されますことから、現在の体系を維持してまいりたいと考えております。

○副議長（塚本昌紀 議員） 柳沢議員。

◆4番（柳沢潤次 議員） 再質問をいたします。

まず、NPT再検討会議についてのことでございますが、御答弁では、さまざまな草の根レベルでの平和推進活動や多くの団体との連帯の必要性を肌で感じたということでありました。大変重要なことだというふうに思っておりますが、今回の再検討会議は最終文書を採択できなかったということは大変残念なことであります。その原因が、核保有国が核兵器のない世界をつくる唯一の道であるNPT第6条の軍備撤廃の効果的な措置に対して動こうとしないことにあったことは明らかであります。

しかし、日本原水協事務局長をされておられる安井正和氏は、核兵器の人的影響に関する共同声明、これは今回の再検討会議では159カ国になった。そして、これは国連加盟国の8割を超えているということでありまして。そして、核兵器を禁止し、廃絶する圧倒的な流れがこの会議で示された。さらに、核保有国や核兵器に依存する国々で、市民社会の運動と世論の果たす役割が決定的に大事だという点が明確になったこと、これが今回の再検討会議の成果であるというふう

に強調をされておられます。

日本原水協の代表団は1,058人が参加をして、藤沢市民も参加をしておりますが、核兵器全面禁止条約の速やかな交渉開始を求め、核兵器全面禁止アピール署名633万6,205人分を届けてきたと聞いております。鈴木市長は残念ながらまだ署名をされておられませんが、今後ぜひ署名をしていただきたい、改めてお願いを申し上げたいというふうに思います。

そこで、鈴木市長は今回のNPT会議に参加されて、その成果をどのように感じておられるのか、捉えておられるのか、改めてお聞きをしたいとします。

次に、集団的自衛権行使の法制化についてであります。

立憲主義のもと、国会において十分な議論をすることが重要であるというふうに市長は御答弁をされました。私は、藤沢市の市長として、御自分の考えをきちんと市民に伝えるべきだというふうに思います。今までは平和憲法を守り、戦争をしない国づくりであり続けてきたわけです。今度の集団的自衛権行使の法制化が強行されれば、日本は戦争ができる国に変わります。同じ日本国憲法のもとで、解釈で変えるわけでありますから、先ほども申し上げましたけれども、民主主義の根幹にかかわる立憲主義を破壊することになってくるわけであります。日本が今まで多くの国々から戦争をしない国として信頼されてきた価値ある名誉を捨てることになるのではないかとこのように私は思います。

市長は先ほどの御答弁で、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて不断の努力をすると述べられました。戦争をする国になれば、その努力は報われないことになり得ます。テロの標的にされることもあり得るわけです。藤沢市で施行をした国民保護計画を実行しなくてはならない、そういうことも考えられるわけであります。今、その選択が問われているというふうに思います。

もう一つの側面は、日本国憲法を守るかどうかということです。今回の法案論議を通して、この法律が日本国憲法に違反をしているとの疑念を訴える憲法学者は200人を超えていると報じられております。憲法98条では「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」というふうに明記をしております。また、第99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と書いてあります。

市長が常勤の特別公務員であることは言うまでもありません。誠実に日本国憲法や第9条を守ること、このことは何より憲法の要請に沿うことでもあります。また、当然のことだというふうに思います。もし市長が憲法を変えるというような考え方を持っておられるとすれば、これは仮定の話で恐縮ですが、憲法改正の手続をきちんとするもとの国民の意思で決めるべきものだ、私はそういうふうに思います。そういう意味から、憲法を守り、9条を守って戦争をしない国であり続けること、そして今回の法案を撤回、廃案に追い込まなくてはならないことを強く主張いたします。市長の見解を再度お聞きしておきたいとします。

次に、江の島ライトアップ事業への掃海艇の招致についてであります。これは意見として申し上げます。私も以前、招致された掃海艇に乗船をしたことがありました。そのときは「えのしま」ではなくて「つのしま」という掃海艇でありました。甲板には機関砲が装備され、まさに軍艦そのものであります。最初のころは、その機関砲を乗船者にさわらせておりました。さすがに市民からの批判が上がり、今はシートで覆ってさわれないように

なっておりますけれども、帰りには自衛隊に関する資料と自衛官募集の資料を渡されました。私は、市民等に自衛隊を身近に感じさせる、自衛官募集への応募者をふやす、このことが目的だったのかというふうに感じたところであります。

御答弁では、災害時の支援物資の搬送と接岸訓練という効果もあるという声もあるとのことでしたが、災害時に掃海艇が物資を運んでくるのでしょうか。普通は、支援物資の搬送には掃海艇など使わないはずであります。先ほども申し上げましたが、掃海艇は軍艦です。掃海活動は軍事行動です。自衛隊が海外に出て行って、例えば中東のホルムズ海峡での掃海活動をして、攻撃をされるような事態が起こらないとは限りません。その掃海艇が「えのしま」であることも考えられるわけであります。

今回の安全保障関連法案の審議を通して、ますますその危険性が現実味を帯びてきております。さらに、6月22日付の私どものしんぶん赤旗で報道されておりますが、自衛隊員の減少傾向が続いていることでもあります。また、全日本教職員組合が5月8日に発表した2015年度高校生の就職内定実態調査によりますと、高校生を対象にした違法な勧誘が明らかにされていることも詳しく報じております。自衛隊の任務が拡大され、危険性が高まるもとで、自衛官への応募が減り続けてくる、自衛官確保に躍起になっている状況が見てとれるわけであります。江の島の掃海艇招致がその一環であることをはっきりと認識する必要があるのではないのでしょうか。市長の意思として、はっきり実行委員会へ軍艦の招致はやめるべきと申し入れるべきだというふうに見ておきたいと思っております。

次に、ごみの問題です。ごみは極力焼却せずに減量し、資源化を推進することを基本的な考え方としているとの答弁でありました。ぜひその方向を堅持してほしいというふうに思います。しかし、ごみ処理の有料化廃止や減額は、分別、減量、資源化の意識が薄れるから、現状のままの有料化を維持していきたいというのが御答弁でありました。

私は、余りにも市民を信頼していない考え方だと批判をせざるを得ないと思っております。市民の多くが減量化、資源化、分別の必要性を認識し、努力してきていることは事実であります。可燃ごみの排出量の減量が頭打ちになっている現状をどう打開して焼却量を減らすのかは、財政上からも喫緊の課題だと言えます。一つしかない最終処分場、女坂の最終処分場ですが、その延命のために焼却灰は全て熔融スラグ化をしています。毎年、これに6億円かかっているわけです。焼却炉も、先ほど申し上げましたが、新規の炉を今後2基つくることとなります。焼却炉のメンテナンスも大きな費用が必要になってまいります。

私は、市が目指している焼却を極力抑え、ごみの減量、資源化を進める上で、どのように市民と協働して取り組むのかが今問われていると思っております。情報の共有や市民の声を反映できるシステムや、さらに家庭の生ごみ減量化対策など積極的な協働が求められると思っております。市の考えをお聞きしておきたいと思っております。

次にお聞きするのは事業系のごみについてであります。家庭ごみは、市の収集量で見ますと、2008年が5万7,976トンに対して2013年では5万7,331トンで、645トン減っております。ところが、事業系のごみは、3万95トンが3万4,234トンと4,193トンふえております。それに伴い、可燃ごみの焼却量も10万1,005トンだったものが10万5,692トンと4,687トンふえております。市民が努力して減量を進めているのに、事業系ごみがふえているわけです。その原因は、一つはま

ちづくりのあり方にも問題があるというふうには言わなければなりません。テラスモールに代表されるような工場の跡地の大きな開発、人口増だけではなくて店舗が増大しているところに要因があるのではないかというふうにも感じます。事業系のごみを減らすために排出者責任を含めたしっかりとした取り組みが求められるところです。見解をお聞きいたします。

○副議長（塚本昌紀 議員） 鈴木市長。

◎市長（鈴木恒夫） 私から、件名1「市長の政治姿勢について」、まず要旨1「核兵器廃絶の課題について」の1点目についてお答えをいたします。

NPT再検討会議の成果の捉え方ですが、残念ながら最終文書案は採択をされませんでした。そのプロセスにおいて、核兵器のない世界の実現に向けた強いメッセージを世界に発信できたことは大変意義深いものであり、さまざまな団体が継続して訴えることで、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起が促されてくるものと考えております。本市といたしましても、今後も広島、長崎を初めとした多くの自治体などと連携して、引き続き核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けて不断の努力をするとともに、より多くの方々に平和について考え、学んでいただくためにしっかりと事業展開をしてみたいと考えております。

次に、要旨2の「集団的自衛権行使の法制化について」お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、法整備につきましては立憲主義のもとになされるのが基本と考えております。今国会で議論されている安全保障関連法案につきましては、私といたしましても、市民が生活に不安を抱くことのないよう、国民的議論を踏まえた上で十分時間をかけて審議することが必要であると考えております。

○副議長（塚本昌紀 議員） 金子環境部長。

◎環境部長（金子正彦） 続きまして、件名2「環境行政について」の要旨1「ごみ減量に向けての取り組みについて」の再質問にお答えいたします。

初めに、市民と情報を共有し、市民と協働してのごみ減量化に取り組むシステムづくりについてでございますが、市民との情報の共有については、広報ふじさわを初め、市のホームページやごみニュース、区域別収集日程カレンダーなどにより情報を提供し、共有をしているところでございます。平成27年度からはスマートフォンの急速な普及を受け、市民の利便性の向上や適正排出の促進を図るため、スマートフォン用アプリケーション「ごみ分別アプリ」を配信し、5月末現在7,500件の利用が図られております。今後もさまざまな手法を用いて情報を発信してみたいと考えております。

次に、市民からの意見や提案につきましては、これまでも廃棄物減量等推進審議会や生活環境協議会、市民アンケート結果などを通じ、御意見、御提案をいただき、新たな資源化や本年4月から実施をしております雑紙と本、雑誌の統一した戸別収集などに反映し、分別の簡素化を実施しております。また、平成27年度は市内の4大学の学生や市民センター・公民館と連携し、各地区のサークルなどとの意見交換の取り組みを実施しております。今後もさまざまな機会を捉え、市民の御意見、御提案を減量、資源化施策に反映させてまいりたいと考えております。

次に、市民による可燃ごみの減量化については、コンポスト容器や家庭用電動生ごみ処理機な

どを活用し、生ごみの発生抑制、減量化に御協力をいただいております。また、新たに広まっている生ごみを黒土に入れてまぜるだけで土中のバクテリアが生ごみを分解する処理方法を試験的に調査、検証しております。この処理方法はランニングコストがかからず、虫もわきにくいため、検証結果により補助制度の導入も検討してまいりたいと考えております。今後とも、市民と協働し、ごみ総量を削減するための施策を推進してまいります。

2点目の店舗、事務所等から排出される事業系一般廃棄物の増加に対する取り組みでございますが、1カ月平均3トン以上または年間36トン以上の事業系一般廃棄物を排出する者を多量排出事業者とし、事業系一般廃棄物減量化計画等の提出を義務づけ、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する排出者責任を図るよう要請するとともに、多量排出事業者に対しては、現地立入調査を行い、排出状況を確認し、資源化や適正処理の指導を行っております。また、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者が焼却施設に搬入の際、積載物の内容検査等を実施し、適正排出されているかについて確認をしております。

今後におきましても、本市の商業活性化施策による商業施設等の増加や観光誘客の取り込みによる観光客の地元消費により、事業系一般廃棄物の増加が見込まれますので、事業者へ廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する排出者責任を図るよう改めて指導に努めてまいります。

○副議長（塚本昌紀 議員） 柳沢議員。

◆4番（柳沢潤次 議員） 最後に、意見を申し上げて終わりたいというふうに思いますが、安全保障関連法案に対する市長の認識の問題ですけれども、国民の議論を踏まえた上で十分な時間をかけて審議すべきだという御答弁でありました。第三者的な御答弁だなという感は否めません。

昨日の神奈川新聞には、共同通信者の世論調査の結果が掲載をされておりました。今回の法案が憲法違反と考えている人が56.7%、法案に反対している人が58.7%、今国会での法案成立には反対の意見は63.1%でありました。国民の過半数以上の方がこの法案には強く反対をしているということでもあります。

立憲主義を壊して憲法をじゅうりんする今回の法案は、日本が戦争をしない国から、戦争をする国に変えることでありますから、全ての国民、市民に影響する問題であります。藤沢市は日本国憲法に沿って恒久平和をうたった核兵器廃絶平和都市宣言と実現するための条例を持っている市であります。市長が憲法を変えたいと思っっているかどうかはわかりませんが、少なくとも憲法を守らなくてはならない立場からの意思表示、私はすべきだというふうに思います。ぜひそういう立場でこれから進んでいただきたいということをお願いしたいと思っております。

次に、ごみの減量化とごみ処理有料化について意見を申し上げたいというふうに思っています。

国が進めている高効率化政策は、ごみを大量に燃やし効率よくエネルギーを取り出すことで、エネルギーの有効活用という点ではいいかもしれませんが、ごみをできるだけ燃やさないという減量の考え方には逆行する政策だと言わなくてはなりません。この問題では、以前藤沢市でもエネルギーセンター問題がありまして、これは多くの市民の皆さんの反対もあって中止になりましたけれども、ダイオキシン問題も燃やすという点で絡んでくる問題であります。

幸い、藤沢は国の政策にくみしない方向をはっきりと打ち出しておられることは評価をすると

ころであります。その上で、将来、焼却炉を3基体制で進める方針を打ち出しましたが、将来的には焼却ゼロの展望を持つ計画をつくっていくべきだというふうに私は思います。全国には、市民と協働でごみの減量、資源化を推し進めて焼却炉を持たない自治体もあります。藤沢市もぜひその方向性と展望を持ってほしいと思うところでもあります。

ごみを減量するためのキーワードはごみの分別です。家庭の生ごみは堆肥化し、ふえている事業系ごみを減らすことです。それでも分別を企業に厳しく迫る必要もあります。まちづくりは大型開発をやめて、若者が住みやすい環境をつくり、できるだけ人口をふやさない方向を進めることでもあります。さらに、国に対して拡大生産者責任、デポジット制度の法制化を迫ることが求められます。これらを実現するためには、市民と環境部の職員との積極的な対話が必要だというふうに私は思います。今年度から始めたとの答弁がありましたが、環境部の職員をふやし、市民との対話ができる体制が求められると思います。

そういう取り組みをする中で、ごみ処理の有料化はいずれ廃止にすべきです。その過程では、市民や事業者にさらなる分別を求めながら、ごみ袋の値段は当面半額にする、その措置もとるべきではないでしょうか。いずれにしても、まず必要なことは、焼却炉を持たない藤沢のごみ行政を基本とした計画づくりを急ぐべきだというふうに思います。このことを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。どうも御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（塚本昌紀 議員） これで 柳沢潤次議員の一般質問を終わります。